

国土強靱化基本計画の構成イメージ及び進捗管理について（案）

国土強靱化基本計画の構成イメージ（案）

目次	記載事項
はじめに	○基本計画の位置付け
第1章 基本的考え方 1 国土強靱化の理念	○4つの基本目標 ・人命の保護 ・国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ・迅速な復旧復興
2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針、進め方 (1) 基本的な方針 (2) 基本的な進め方 (3) 特に配慮すべき事項	○17項目の基本方針 ・ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ ・既存社会資本の有効活用等による費用の縮減 ・PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用 ・過剰な一極集中の回避、「自律・分散・協調」型の国土の形成等 ○PDCAサイクルにより順次ステップアップ ○8項目の配慮すべき事項 ・民間投資の誘発、BCP策定の促進、オリンピック・パラリンピックに向けた対策等
第2章 脆弱性評価	○脆弱性評価の実施手順 ○脆弱性評価の結果 ○脆弱性評価の充実に向けた検討
第3章 プログラムの推進方針	○重点化・優先順位付け ・15の重点化プログラム ○45プログラムの推進方針
第4章 施策分野の推進方針	○施策分野ごとの推進方針 ・12の個別施策分野 行政機能/警察消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用(国土利用) ・3の横断的分野 リスクコミュニケーション、老朽化対策、研究開発
第5章 計画の推進と進捗管理	○国の他の計画の見直し、必要な修正 ○基本計画の進捗管理 ○プログラムの推進 ○地域計画策定の必要性、国における支援等
おわりに	

国土強靱化基本計画の構成イメージ案

国土強靱化政策大綱 (H25.12.17決定)		国土強靱化基本計画		基本法(第10条第2項)に定める記載事項との関係
目次	記載事項	目次	記載事項	
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> 政策大綱の位置付け 	はじめに	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の位置付け 	2 基本的な指針
第1章 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 4つの基本目標 	第1章 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 4つの基本目標 	
2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針、進め方	<ul style="list-style-type: none"> 17項目の基本方針 PDCAサイクルにより順次ステップアップ 8項目の配慮すべき事項 	2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針、進め方	<ul style="list-style-type: none"> 17項目の基本方針 PDCAサイクルにより順次ステップアップ 8項目の配慮すべき事項 ※民間投資の促進・支援に関する取組方針 	1 施策の分野
第2章 プログラムの推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 事前に備えるべき8つの目標の設定 45の起きてはならない最悪の事態の設定 重点化・優先順位付け(15)が、それを特に重点的に実施) 45のプログラムの推進方針 	第2章 脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> 事前に備えるべき8つの目標の設定 起きてはならない最悪の事態の設定 施策分野(12個別施策分野・3横断的分野)の設定 脆弱性評価の実施手順(検証を含む) 脆弱性評価の結果 脆弱性評価の充実に向けた検討 	
第3章 施策分野の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 施策分野(12個別施策分野・3横断的分野)の設定 施策分野ごとの推進方針 	第3章 プログラムの推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 重点化・優先順位付け 45プログラムの推進方針 数値指標の設定 	3 施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
第4章 脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> 脆弱性評価の実施手順(検証を含む) 脆弱性評価の結果 脆弱性評価の充実に向けた検討 	第4章 施策分野の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 施策分野ごとの推進方針 	
第5章 計画の推進と進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 国の他の計画の見直し、必要な修正 基本計画の進捗管理 プログラムの推進 地域計画策定の必要性、国における支援等 	第5章 計画の推進と進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 国の他の計画の見直し、必要な修正 基本計画の進捗管理 プログラムの推進 地域計画策定の必要性、国における支援等 	
おわりに		おわりに		

国土強靱化基本計画の進捗管理について（案）

1. 基本法における規定

（国土強靱化基本計画）

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（3項以降省略）

※進捗管理等に関しては、具体的な定めはない。

2. 計画の進捗管理について（案）

- ・国土強靱化は、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模災害等に対する備えを行うという視点から、大規模災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での防災を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行うものである。（国土強靱化政策大綱 第1章）
- ・また、国土強靱化基本計画は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、様々な分野の国の計画等の指針となるものである。（基本法第十条）
- ・このような計画の性格を踏まえ、国土強靱化基本計画においては、国土強靱化の推進に関して、上記の視点にたつて長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済等に係る諸情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととするが、それ以前においても必要に応じて見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。また、特に本計画については、脆弱性評価の充実に合わせて見直しを行い、必要な変更を加えることが考えられる。

- 他方、大規模自然災害等はいつ起こるとも知れないことから、起きてはならない最悪の事態を回避する効果を早期に発現するという視点も不可欠である。このため、短期的に何をすべきかを明確にし、その進捗管理をすることにより、施策の実効性を高め、効果的に施策を推進していくことが重要である。
- 従って、重点化するプログラムごとに、具体的な数値指標を設定するとともに、毎年度ごとに、数値指標の進捗度合を含め、各プログラムごとの進捗状況を管理し、その結果を公表することとする。

国の他の計画における進捗管理等に関する規定

計画名	計画策定に係る時間的視野	計画の変更	進捗管理
国土形成計画	<ul style="list-style-type: none"> この計画は、21世紀前半期を展望しつつ、今後概ね10ヶ年間に於ける国土形成に関する基本的な方針、目標及び全国的見地から必要である基本的な施策を示すこととする〔国土形成計画 第2章〕 	(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の実効性を高め、推進していく観点から、これらの施策に関して常に点検を行い、主要の改善措置を講じていく〔国土形成計画 第2章〕
社会資本整備重点計画	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備重点計画は、五年を一期として定めるものとし、その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする〔社会資本整備重点計画法施行令〕 	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする〔食料・農業・農村基本法第15条〕 	<ul style="list-style-type: none"> 計画部会において、(中略)重点計画に掲げた目標の達成状況、事業・施策の実施状況の把握等により、政策上のボトルネックを明確にする。重点計画の改善検討を行うものとする。(中略)重点目標の達成状況を把握するものとする〔社会資本整備重点計画 第4章〕
食料・農業・農村基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 食料、農業及び農村に関する各種施策の基本となる計画であるという性格を踏まえ、今後10年程度を見通して定める〔基本計画 まえがき〕 	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(エネルギー基本計画)を定めなければならない。〔エネルギー政策基本法第12条〕 2030年までの今後「20年程度」を視野に入れた具体的施策を明らかにすることとした。〔エネルギー基本計画 前文〕 	<ul style="list-style-type: none"> 施策の実施に当たっては、その手順、時期、手法及びび目的を明らかにしつつ、進捗状況の管理を行う〔基本計画 第4章〕
エネルギー基本計画 (現行計画)	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(エネルギー基本計画)を定めなければならない。〔エネルギー政策基本法第12条〕 2030年までの今後「20年程度」を視野に入れた具体的施策を明らかにすることとした。〔エネルギー基本計画 前文〕 	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があれば認めるときには、これを変更しなければならない〔エネルギー政策基本法第12条〕 	
宇宙基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 宇宙基本計画は、今後10年程度を視野に置いた平成25年度からの5年間の対象とする。〔基本計画 第1章〕 	<ul style="list-style-type: none"> なお、本計画は、策定から5年後を目途に全体の見直しを行うこととするが、フォローアップの結果等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。〔基本計画 第1章〕 	<ul style="list-style-type: none"> 宇宙基本計画に基づき個別施策の進捗状況について、フォローアップを行い、適宜公表する。〔基本計画 第4章〕
環境基本計画	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> このように、持続可能な社会を構築し、将来世代に引き継いでいくためには、例えば、生物多様性の保全においては、50年、100年という単位でも状況の変化を捉え、施策を講じていく必要があること、(中略)、問題の性質に応じて、短期のみならず長期的な視野も踏まえ、それぞれの局面にあわせて政策を立案、実施していくことが必要である。〔基本計画 第1部〕 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画は、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うこととし、必要に応じて計画の変更を行う。〔基本計画 第3部〕 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。〔基本計画 第3部〕

計画名	計画策定に係る時間的視野	計画の見直し	進捗管理
防災基本計画 首都直下地震緊急対策推進基本計画	(規定なし) (参考) ・ 地方緊急対策実施計画の期間に要する。計画に見込まれる期間を計画の期間とする。地震の準備、緊急に講ずべき対策を定めるものがあること、概ね5か年以内の計画期間とならないようにする。事業が完了するまでに長期間必要となる際にも、計画作成から5か年の間に実施すべき事業等を明らかにする。早期に実施すべき対策が明確になるよう留意する。〔基本計画 5 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項〕	・ 本計画については、首都直下地震に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討等を踏まえ、必要な見直しを継続的に図っていくこととする。 〔基本計画 8 その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に必要なる事項〕	・ 中央防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災の状況等に関する検討成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に反映させていくものとする〔防災基本計画〕 (参考) ・ また、首都直下地震対策については、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、減災目標、進捗状況等について、国の各機関、地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。このため、本計画に基づき、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定め、地震防災戦略を別途定めるものとする。 〔基本計画 8 その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に必要なる事項〕
南海トラフ地震防災対策推進基本計画	(参考) ・ このうち、人的被害の軽減に関し、想定される死者数を約33万2千人から今後10年間で概ね8割減少させること、また、物的被害の軽減に関し、想定される建築物の全壊棟数を約250万棟から今後10年間で概ね5割減少させることを減災目標とする。 ・ 減災目標を達成するための様々な施策について、具体目標又は定量的な目標を掲げる。具体目標は、基本的に平成26年度からの今後10年間で達成すべき目標をとりまとめたものである。〔基本計画 第3章〕	・ この目的を達成するため、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関、関係事業者、地域住民等は、この基本計画並びにこれを基本として定められる南海トラフ地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策等に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならぬ。また、これらの計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じて絶えず見直しを行い、実施しなければならぬ。 〔基本計画 前文〕	(規定なし)